

大船渡市復興推進計画

平成 28 年 3 月 3 日

岩手県大船渡市

1 計画の区域

岩手県大船渡市

2 計画の目標

東日本大震災により、大船渡駅周辺地区や沿岸部に点在する集落など市内全域にわたり壊滅的な被害を受け、店舗、事業所、住宅などが津波により多数流出した。

特に大船渡駅周辺地区は、従前から商業機能や行政機能などの中心地であったが、今回の震災により、これらの日常生活に欠かせない機能が著しく低下している。

また、市内の事業所や雇用者数の回復は、いまだ道半ばであり、さらに、震災前から高齢化率が 30%と高かったものの、震災後は 34%を超える状況であり、高齢化に一層拍車がかかっている。

このような中で、本市としては、今後発生が予想される地震津波などの災害から大船渡駅周辺地区を守る防潮堤、水門などの津波防御施設の整備や、避難場所・避難所の周知徹底、防災意識の啓発・伝承などの対策を多面的に講じ、同地区の安全性を確保しながら、同地区を再び商業拠点として位置づけることとしている。

同地区の商業拠点化を図るに当たっては、単に被災前の状況に商業を戻すのではなく、同地区及びその周辺に配置される災害公営住宅、文化交流施設などの公共施設と一体で効率的・効果的な配置・整備を行うとともに、子どもから高齢者までの市民生活に欠かせない機能を集約化していくことを目指す。

また、同地区には野々田埠頭に寄港する客船からの観光客の動線も考慮し、住民のみならず観光客にとっても利便性の高い都市機能の構築と安心安全かつコンパクトな復興まちづくりを目指していく。

本計画における集積区域においては、次の産業の集積が期待されることから、当該区域へのこれらの立地誘導を促進し、にぎわいと活気に満ちたまちを形成しながら、将来にわたり持続可能なまちづくりと雇用の場の提供を目標とする。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市は、県内初の国際貿易コンテナ定期航路開設など、交通・物流基盤の強化が図られ、県内最大の漁業生産量を誇る水産業や窯業などの地場産業の振興などにより発展してきた。

大船渡駅周辺地区は、居住人口も多く本市の伝統、文化、経済などの中心地でもあり、店舗や事業所が集積していた地域である。

しかし、今回の震災によって市民の日常生活を支える店舗や事業所などの商業機能が壊滅的な被害を受けたことから、以下の取組の推進を通じて、先に掲げる目標の達成を目指す。

(1) コンパクトで利便性の高い商業機能の集積

被災前にあった商店街や点在していた商店などの商業機能を、単にそのまま復旧させて元のまちに戻すのではなく、拠点施設を整備するなどしてコンパクトに集約し、利便性の高いまちづくりを進める。

また、大船渡駅東部に位置する野々田埠頭は、本市における物流の拠点であったことから、寄港する客船からの動線も考慮し、新たな誘客機能の整備とイベント実施等にぎわいの創出策を講じながら、水産資源等を活用した観光拠点の形成を図る。

(2) 大船渡駅周辺地区における効果的な都市基盤の整備

今後発生することが予想される津波災害の際に迅速な避難を可能にするための道路等のインフラ整備や、人々の動線を考慮した公共施設・公益的施設の整備を進める。

(3) 大船渡駅周辺地区における住宅の整備

大船渡駅周辺地区において、震災により住宅を失った住民に対し、多様な住宅形態に配慮しながら、災害公営住宅を整備するなどして、同地区で安全・安心に暮らしていくための生活基盤を整える。

4 復興産業集積区域

別添【資料1-1、資料1-2、資料1-3】に示すとおり

「大船渡駅周辺地区復興産業集積区域」

※別添地図参照

5 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

(1) 法第2条第3項第2号のイの復興推進事業

① 復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成及び活性化の効果

ア 下記イの業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域4に記載する区域

イ 上記アの復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

07 職別工事業（設備工事業を除く）、08 設備工事業、36 水道業、382 民間放送業（有線放送業を除く）、43 道路旅客運送業、45 水運業、48 運輸に附帯するサービス業、51 繊維・衣服等卸売業、55 その他の卸売業、56 各種商品小売業、57 織物・衣服・身の回り品小売業、58 飲食料品小売業、59 機械器具小売業、60 その他の小売業、622 銀行（中央銀行を除く）、63 協同組織金融業、641 貸金業、642 質屋、67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）、68 不動産取引業、703 事務用機械器具賃貸業、704 自動車賃貸業、705 スポーツ・娯楽用品賃貸業、7092 音楽・映像記録賃貸業、7093 貸し衣装業（別掲を除く）、7099 他に分類されない物品賃貸業、72 専門サービス業（他に分類されないもの）、73 広告業、741 獣医業、746 写真業、77 持ち帰り・配達飲食サービス業、78 洗濯・理容・美容・浴場業、791 旅行業、796 冠婚葬祭業、799 他に分類されない生活関連サービス業、801 映画館、806 遊戯場、809 その他の娯楽業、8213 博物館・美術館、8214 動物園・植物園・水族館、823 学習塾、824 教養・技能教授業、829 他に分類されない教育、学習支援業、83 医療業、89 自動車整備業、91 職業紹介・労働者派遣業、923 警備業、9293 看板書き業

※上記の業種のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による規制（同法第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業を除く。）の対象となる業種を除く。

ウ 集積の形成及び活性化の効果

大船渡駅周辺地区は、居住人口も多く当市の歴史、文化、経済などの中心地であり、店舗や事業所が集積していた地域である。今回の震災により、事業所などが壊滅的な被害を受け、同時に多くの市民が離職を余儀なくされており、震災後約5年

を経た現在でも 8 割程度の回復状況である。

これらの事業所の再開、震災前に比べ減っている雇用者数を回復するためには商業施設等の復活が不可欠であることから、今まで以上に利便性が高く、歩いて回れるコンパクトなまちづくりを推進し、生活関連産業の移転集約を図ることにより、新たな産業の新規立地も促進され、雇用の場を提供することが期待される。

②雇用等被害地域及び雇用等被害地域を含む市町村

津波により浸水し直接の被害が生じた地域で別添で図示する地域。(別添【資料 2】参照)

【設定の理由】

本市は、東日本大震災により、強烈（震度 6 弱）な揺れとともに、沿岸地域を襲った巨大な津波によって、全域にわたって甚大な被害が発生した。

人的被害は、死亡者 340 人、行方不明者 79 人、住家被害は、5,577 世帯に及んだほか、企業、農地、漁港など広範囲にわたり被害が生じたことから、多くの市民が離職を余儀なくされた。

また、震災前事業所数が 2,623 箇所であったものが、震災の被害により、2,197 箇所と震災前の 83%となったことに加え、354 事業所が未だに仮設営業を余儀なくされている。従業員ベースでも、17,326 人だったものが、震災後 15,813 人と震災前の 91%となっており、市内の事業所や雇用者数の回復は、いまだ震災前の水準には達していない状況である。(別添【資料 3】参照)

③特別の措置

ア ①のイの業種に属する事業を実施する指定事業者（指定法人）に対する法人税又は所得税の課税の特例（法第 37 条から第 40 条の規定に基づく措置）

イ ①のイの業種に属する事業を実施する指定事業者（指定法人）に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第 43 条の規定に基づく措置）

④関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

ア 岩手県中小企業等復旧・復興支援補助事業費（実施主体：経済産業省、岩手県）

地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担う商店街等において、被災事業者がグループを形成して復旧・復興事業を行う場合の経費を補助する。

イ 大船渡市中小企業被災資産復旧事業費補助金（実施主体：岩手県、大船渡市）
被災企業に対し、被災資産の復旧に要する経費を補助する。

ウ 被災中小企業施設・設備整備支援事業（実施主体：中小企業基盤整備機構、岩手県）

被災中小企業等が行う施設・設備整備に対し、中小企業基盤整備機構が県と協調して資金貸し付けを実施する。

エ 中小企業資金融資あっせん事業（実施主体：大船渡市）

中小企業の経営の安定を図るため、融資あっせんを行い、併せて利子の一部及び保証料の全部を補給する。

オ 東日本大震災中小企業復旧資金利子補給制度（実施主体：岩手県、大船渡市）
岩手県中小企業災害復旧資金を借り受けた中小企業者に対して利子補給を行う。

カ 新規学卒者等雇用促進奨励事業（実施主体：大船渡市）

若年者の地元への定着と雇用の拡大を図るため、新規学卒者、Uターン者又はJ・Iターン者を雇用した市内事業主に雇用促進奨励金を交付する。

キ 中小企業振興事業（実施主体：大船渡市）

大船渡市内中小企業団体が実施する販売促進や商店街づくりのイベント等に対して補助金を交付する。

ク 被災商店街にぎわい支援事業（実施主体：岩手県）

被災した沿岸市町村の商業機能の復旧や新たな商店街の構築に向け、市町村や商工団体のモデルとなる取組に対して、補助金を交付する。

ケ 6次産業支援事業補助金（実施主体：大船渡市）

地域の農林水産物を活用し、新たな付加価値を加えた6次産業化のための加工、流通、販売・提供等に要する経費を補助する。

コ 大船渡水産物安定流通システム構築事業（実施主体：大船渡市、漁業協同組合）

大船渡産水産物のトレーサビリティシステムの普及を図り、安心・安全をアピールして大船渡産水産物の流通拡大を支援する。

サ 土地区画整理事業（実施主体：大船渡市）

大船渡駅周辺地区を対象に、宅地を嵩上げし、土地の区画を整えながら、魅力的な産業ゾーンと安全な住宅ゾーンを整備する。

シ 災害公営住宅整備事業（実施主体：大船渡市）

震災により住宅を失った市民に対し、子育てや高齢者支援等の観点から、多

様な住宅形態に配慮しながら、災害公営住宅を整備する。

ス 津波復興拠点整備事業（実施主体：大船渡市）

大船渡駅前地区を対象に魅力的な商業空間の形成に向けて商業街区の形成や広場整備を行うとともに、避難ビルとしても活用できる津波防災拠点施設を整備する。

セ 津波復興拠点エリアマネジメント事業（実施主体：まちづくり会社）

津波復興拠点整備事業区域内の良好な環境維持や魅力向上を図るため、テナントビルの建築・運営や供用空間の維持管理、イベント等のPR活動等を実施する。

ソ 商業施設等復興整備事業（実施主体：まちづくり会社）

被災した商業機能の復旧のため、まちなか再生計画に基づいて、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（商業施設等復興整備補助事業：民設商業施設整備型）を活用し、共同店舗等を整備する。

タ 環境未来都市構想推進事業（実施主体：大船渡市）

平成23年12月に指定を受けた「環境未来都市」の実現に向けて、エネルギーの自給、資源の再利用など、環境と共生したまちづくりを推進する。

(2) 法第2条第3項第2号のロの復興推進事業

「商業施設整備事業」

①事業の効果

大船渡駅周辺地区に飲食、物販を中心とした商業施設を整備する。本事業を実施することにより、大船渡駅周辺地区に小売業等の集積が期待される。さらに同地区に居住する者が、地区内の商業施設を利用することが見込まれ、利便性の高いまちづくりの推進が期待される。

②雇用等被害地域

(1) ②に同じ

③特別の措置

ア 本事業を実施する指定事業者に対する法人税又は所得税の課税の特例（法第37条の規定に基づく措置）

イ 本事業を実施する指定事業者に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第43条の規定に基づく措置）

④関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

ア 岩手県中小企業等復旧・復興支援補助事業費補助金(実施主体:経済産業省、岩手県)

地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担う商店街等において、被災事業者がグループを形成して復旧・復興事業を行う場合の経費を補助する。

イ 大船渡市中小企業被災資産復旧事業費補助金(実施主体:岩手県、大船渡市)

被災企業に対し、被災資産の復旧に要する経費を補助する。

ウ 被災中小企業施設・設備整備支援事業(実施主体:中小企業基盤整備機構、岩手県)

被災中小企業等が行う施設・設備整備に対し、中小企業基盤整備機構が県と協調して資金貸し付けを実施する。

エ 中小企業資金融資あっせん事業(実施主体:大船渡市)

中小企業の経営の安定を図るため、融資あっせんを行い、併せて利子の一部及び保証料の全部を補給する。

オ 東日本大震災中小企業復旧資金利子補給制度(実施主体:岩手県、大船渡市)

岩手県中小企業災害復旧資金を借り受けた中小企業者に対して利子補給を行う。

カ 新規学卒者等雇用促進奨励事業(実施主体:大船渡市)

若年者の地元への定着と雇用の拡大を図るため、新規学卒者、Uターン者又はJ・Iターン者を雇用した市内事業主に雇用促進奨励金を交付する。

キ 土地区画整理事業(実施主体:大船渡市)

大船渡駅周辺地区を対象に、宅地を嵩上げし、土地の区画を整えながら、魅力的な産業ゾーンと安全な住宅ゾーンを整備する。

ク 災害公営住宅整備事業(実施主体:大船渡市)

震災により住宅を失った市民に対し、子育てや高齢者支援等の観点から、多様な住宅形態に配慮しながら、災害公営住宅を整備する。

ケ 津波復興拠点整備事業(実施主体:大船渡市)

大船渡駅前地区を対象に魅力的な商業空間の形成に向けて商業街区の形成や広場整備を行うとともに、避難ビルとしても活用できる津波防災拠点施設を整備する。

コ 津波復興拠点エリアマネジメント事業(実施主体:まちづくり会社)

津波復興拠点整備事業区域内の良好な環境維持や魅力向上を図るため、テナントビルの建築・運営や共用空間の維持管理、イベント等のPR活動等を実施する。

サ 商業施設等復興整備事業(実施主体:まちづくり会社)

被災した商業機能の復旧のため、まちなか再生計画に基づいて、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（商業施設等復興整備補助事業：民設商業施設整備型）を活用し、共同店舗等を整備する。

シ 環境未来都市構想推進事業（実施主体：大船渡市）

平成 23 年 12 月に指定を受けた「環境未来都市」の実現に向けて、エネルギーの自給、資源の再利用など、環境と共生したまちづくりを推進する。

6 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本計画に定めた復興推進事業の実施により、これから一層進展する高齢化社会に対応した、「歩いて回れるまち」をコンセプトとして回遊性の高い機能的でコンパクトなまちづくりを推進し、にぎわいと活気に満ちたまちの形成を図ることにより、被災地域及び通勤圏内等における雇用の創出と居住人口の増加が見込まれる。

これらの効果は計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に大きく寄与する。

7 その他

本計画の作成に際し、法第 4 条第 3 項に基づき、岩手県の意見を聴取したが、計画内容に対する意見はなかった。